

第1回近畿地域農業特定技能協議会運営委員会 議事次第

日時：令和元年7月4日（木）

15時10分～15時30分

場所：近畿農政局 第1会議室

1. 開会

2. 議題

- （1）近畿地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について
- （2）その他

3. 閉会

（配付資料）

- 資料1 「近畿地域農業特定技能協議会」運営要領（案）
- 資料2 新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」について（HP作成案）
- 資料3 「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム（案）

近畿地域農業特定技能協議会運営委員会決定第 号
令和元年 月 日

「近畿地域農業特定技能協議会」運営要領（案）

近畿地域農業特定技能協議会規約第7条の規定に基づき、近畿地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

第1条 農業特定技能協議会の構成員である特定技能所属機関であつて滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県を住所とするものを、地域協議会の構成員とする。

第2条 地域協議会の構成員となろうとする近畿地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項を近畿農政局に届け出なければならない。

- 一 名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類

2 近畿農政局は、前項の届出により、当該団体が近畿地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を地域協議会の構成員とするものとする。

（退会及び除名）

第3条 地域協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業特定技能協議会の構成員でなくなったときは、地域協議会から退会したものとする。

第4条 第2条第2項の規定により地域協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を近畿農政局に届け出ることができる。

2 地域協議会は、第2条第2項の規定により地域協議会の構成員となっている団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が近畿地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき
- 二 近畿地域農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する地域協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 地域協議会の運営を妨げる行為又は地域協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

（構成員名簿の作成及び公表）

第5条 近畿農政局は、地域協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

（地域運営委員会）

第6条 地域運営委員会は、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の

運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 地域協議会を招集するかどうかの決定
 - 二 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
 - 三 情報共有の方法や時期の決定
 - 四 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
 - 五 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 近畿農政局は、必要があるときに、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、地域運営委員会を開催する。
- 3 近畿農政局は、地域運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者その他の地域運営委員会の構成員以外の者に地域運営委員会への出席を求めるものとする。

（地域協議会の招集）

- 第7条 地域運営委員会は、看過しがたい偏在が生じており大都市圏での受入れの自粛を求める必要がある場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、地域協議会を招集するものとする。
- 2 地域運営委員会は、やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって地域協議会における協議に代えることができる。

（議事の公開等）

- 第8条 地域協議会及び地域運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

（その他）

- 第9条 本運営要領に定めるもののほか、地域協議会及び地域運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域運営委員会において定める。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [経営](#) > [農業分野における外国人の受入れについて](#) > 新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」の創設

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度です。農林水産省の所管では4分野（農業、漁業、飲食品製造業、外食業）で受け入れることとしております。新たな在留資格「特定技能」は、平成31年4月1日から施行されています。

[農業分野における新たな外国人材の受入れについて（平成31年4月）\(PDF：1,914KB\)](#)[【農業分野】新たな外国人材の受入れ制度に関するQ&A（平成31年3月29日時点）\(PDF：523KB\)](#)[特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針・分野別運用方針及び要領【外部リンク（法務省）】](#)[外国人材受入れ・共生のための総合的対応策【外部リンク（法務省）】](#)[外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議【外部リンク（首相官邸）】](#)[外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について【外部リンク（金融庁）】](#)○農業者向けパンフレット New[パンフレット「特定技能外国人の受入れが始まりました！～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～」\(PDF：1,792KB\)](#)

○特定技能外国人受入れに関する運用要領

[特定技能外国人受入れに関する運用要領 \(PDF：1,116KB\)【外部リンク（法務省）】](#)[1号特定技能外国人支援に関する運用要領 \(PDF：259KB\)【外部リンク（法務省）】](#)

・農業分野に係る要領別冊

[本文・別表\(PDF：111KB\)](#)[【参考様式第11-1号】農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書 \(PDF版: 5KB　、WORD版: 21KB　\)](#)[【参考様式第11-2号】派遣先事業者誓約書\(PDF版: 14KB　、WORD版: 25KB　\)](#)[【参考様式第11-3号】農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書\(PDF版: 7KB　、WORD版: 22KB　\)](#)[【参考様式第11-4号】登録支援機関誓約書\(PDF版: 4KB　、WORD版: 19KB　\)](#)

○農業技能測定試験及び日本語能力試験について

[\[農業技能測定試験\]](#)

農業技能測定試験については、今年秋以降に実施すべく、現在準備中です。

[\[日本語能力試験\]](#)

試験の詳細についてはこちらのページをご確認ください→[日本語能力試験【外部リンク（\(独\)国際交流基金）】](#)

○農業特定技能協議会の開催状況等

(協議会)

第1回農業特定技能協議会(平成31年3月27日)

[会議資料\(PDF：1,280KB\)](#)

[議事概要\(PDF：147KB\)](#)

決定事項

[「農業特定技能協議会」規約\(農業特定技能協議会決定第1号\)\(PDF：232KB\)](#)

(運営委員会)

第1回農業特定技能協議運営委員会(平成31年3月27日)

[会議資料\(1\)\(PDF：967KB\)](#)、[\(2\)\(PDF：1,035KB\)](#)

[議事概要\(PDF：167KB\)](#)

決定事項

[「農業特定技能協議会」運営要領\(運営委員会決定第1号\)\(PDF：186KB\)](#)

第2回農業特定技能協議運営委員会(令和元年5月28日(書面による持ち回り開催)) **New**

[会議資料\(1\)\(PDF：1,583KB\)](#)、[\(2\)\(PDF：1,468KB\)](#)

[議事概要\(PDF：114KB\)](#)

決定事項

[農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について\(運営委員会決定第2号\)\(PDF：108KB\)](#)

○「農業特定技能協議会」への加入方法等について **New**

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「農業特定技能協議会」に加入し、加入後は農業特定協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

なお、4ヶ月以内に農業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなるのでご注意ください。

加入については、下記の入力フォームから必要事項を記入の上、ご登録ください。

個人の方は[こちら](#)

法人の方は[こちら](#)

加入後に変更等が生じた場合はこちらから(個人の方)(法人の方)速やかに報告願います。

農業特定技能協議会から退会する場合はこちらから(個人の方)(法人の方)入力ください。

なお、地域協議会が設置された場合、当該農業特定技能協議会に加入された方は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなりますのでご了承ください。

○「農業特定技能協議会」の加入者一覧表 **New**

「農業特定技能協議会」運営要領第5条の規定に基づき、加入者の氏名を公表いたします。

なお、こちらから送付する「加入通知書」は2回目以降の受入れの際に必要となります。

そのため、「加入通知書」は大切に保管いただきますようお願いいたします。

加入年月日	協議会構成員番号	都道府県名	氏名(名称)
令和元年6月3日	6-27-00001	大阪府	株式会社GFF

お問合せ先

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [経営](#) > [農業分野における外国人の受入れについて](#) > [新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について](#) > 「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム（個人用）

「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム（個人用）

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「農業特定技能協議会」に加入し、加入後は農業特定協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

農業特定技能協議会へ加入を希望する場合は、次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

なお、登録いただいたメールアドレス宛に「加入通知書」を送付予定としておりますので、もしメールアドレスをお持ちでない場合は、申請前に必ずメールアドレスの取得をお願いいたします。

また、地域協議会が設置された場合、当該農業特定技能協議会に加入された方は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなりますのでご了承ください。

在留カード番号(受入人数分記入) (必須)
氏名(代表者) (必須)
氏名(フリガナ) (必須)
郵便番号(ハイフンも入力) (必須)
住所 (必須)
担当者役職
担当者氏名
電話番号(ハイフンも入力) (必須)
メールアドレス (必須)
メールアドレス(確認用) (必須)
所属団体 (必須)
雇用形態 (必須)
☐ 直接雇用 ☐ 派遣形態
(派遣形態の場合)労働者派遣事業の許可番号／旧特定労働者派遣事業の届出受理番号
受け入れる者の国籍・人数(国名：○人) (必須)

受け入れる者の状態(技能実習2号修了者／試験合格者) (必須)
登録支援機関に対する支援委託の有無 (必須)
☐ 委託する ☐ 委託しない
(委託する場合)登録支援機関の名称
(委託する場合)登録支援機関の登録番号
以下、会員の遵守事項(遵守すべき事項を怠った場合、除名となる可能性があります。)
外国人に係る出入国又は労働に関する法令の規定を遵守すること (必須)
☐ 同意する
農業特定技能協議会運営要領及び関連する諸規定の内容を理解し、これを遵守すること (必須)
☐ 同意する
協議会の構成員名簿にて氏名等を公表することについて同意すること (必須)
☐ 同意する
協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めた場合には、これに協力すること (必須)
☐ 同意する
登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するにあたっては、協議会に必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること (必須)
☐ 同意する
送信確認 リセット

お問合せ先

経営局就農・女性課

担当者：雇用・労働グループ
代表：03-3502-8111（内線5203）
ダイヤルイン：03-6744-2162

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ**農林水産省**

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

このページ
の先頭へ